

令和８年度 大牟田市教育委員会 ７月定例会会議録

１．日 時

令和８年 ７月 １３日（月）

開会 １４時 ００分 閉会 １４時 ２３分

２．場 所

大牟田市庁舎 ４階教育長室

３．出席者

教育長：谷本 理佐

委 員：嶋田 桂子、山本 和夫、東 秀樹、矢野 史子

４．欠席者

なし

５．出席事務局職員

事務局長 松島 哲也、教育監 平河 良、事務局次長 石丸 隆智可、

指導室長 中村 敏明、学務課副課長 山田 寿美子、同課担当 赤司 千咲都

６．傍聴人数

０人

７．開会の宣告等

１４時 ００分、教育長が開会を宣告し、本日の議題について非公開の発議の有無の確認を行った。事務局長から、報告４は個人情報を含むため非公開が相当と考えられる旨の報告がなされた。これを受けて、教育長から、報告４を非公開とすることの発議がなされた。採決の結果、全員一致で非公開とすることと決定した。

（報告事項）

１ 大牟田市立学校の学校医の委嘱について（臨時代理）【学務課】

教育長 大牟田市立学校の学校医の委嘱について（臨時代理）について説明をお願いします。

学務課担当 大牟田市立学校の学校医の委嘱について（臨時代理）について説明します。

（資料に基づき、以下の内容について説明）

- ・ 平原小学校の学校医１名が６月３０日付けで辞任することとなったため、緊急に後任の学校医を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、後任の学校医１名を７月１日付けで委嘱することについて教育長が６月２９日に臨時代理を行ったこと。

教育長 何かご質問、ご意見等はありませんか。
無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
（了解する旨の声あり）

2 令和 8 年度教育講座について【指導室】

教育長 令和 8 年度教育講座について説明をお願いします。

指導室長 令和 8 年度教育講座について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

- ・ 市立学校の教職員の力量を高めるために夏季休業期間を活用して実施する 12 の教育講座の日程、内容等について報告するもの。

教育長 何かご質問、ご意見等はありませんか。

委 員 8 番の特別支援の講座は、「兼 令和 8 年度福岡県情緒障害教育研究会」とあり、会場は文化会館ですが、他市郡や県教委の方々も参加されますか。

指導室長 はい。福岡県の研究会と合同での開催ですので、県内からの参加があり、講師も中央から来ていただきます。

委 員 分かりました。

委 員 講座の数を随分整理されましたね。

指導室長 中学校については秋季の授業研究会と重ねて行っていますので、夏季は小学校が中心となりますが、中学校の先生方にも申込みはしてもらって、参考にしてもらうようにしています。

委 員 働き方改革の観点からも整理されたことはよかったと思います。

指導室長 講座は、国語と算数については課題がありますので毎年開催していますが、教科・領域によっては隔年開催としています。また、全部に参加しなければならないのではなく、自分が学びたいところに参加してもらうこととしています。

委 員 基本的に 7 月末までに終了するのもよいと思います。

委 員 今のお話と矛盾するかもしれませんが、10 番の健康教育や 12 番のいじめ・不登校の講座は多くの先生方が参加される方がよい分野ではないかと思いますが、参加人数の制限などがありますか。また、誰々先生参加してください、というようにされるのか、あるいは自由参加となっているのでしょうか。

指導室長 自由参加ではありますが、例えば 10 番には養護教諭は概ね参加しますし、12 番については本市の課題でもありますので、各学校 1 名以上の参加としています。

委 員 これらは全ての先生方に直接関わってくる問題だと思いますが、このような機会は限られていると思います。会場の人数制限等はありませんか。

指導室長 人数については 50～60 名は収容できる会場を確保しています。

委 員 実際に何名くらいの参加がありますか。

指導室長 30名程度です。

委 員 特に若い先生方にはぜひ参加していただきたいですし、参加された先生が自校で伝達講習のような取組をされていますか。

指導室長 学校代表として参加する場合には、必ず管理職に報告をしますし、学校内で共有する場を随時設けています。

委 員 分かりました。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(了解する旨の声あり)

3 令和8年度夏季休業期間における児童生徒の指導について【指導室】

教育長 令和8年度夏季休業期間における児童生徒の指導について説明をお願いします。

指導室長 令和8年度夏季休業期間における児童生徒の指導について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

- ・ 夏季休業期間は、日頃の学校生活とは異なり、児童生徒が学校以外で様々な経験をする機会が多くなり、深夜徘徊、万引き等の問題行動や、水難事故、交通事故等の発生が懸念されること、また、いじめの問題への取組の徹底等のため、県教育委員会の「令和8年度夏季休業期間における児童生徒の指導について(通知)」を参考に、適切に児童生徒に対する指導を行うよう各学校に通知したもの。

教育長 何かご質問、ご意見等はありませんか。

委 員 今年度は大幅な変更点などはありませんか。

指導室長 毎年度少しずつ修正はなされていますが、今年度は大幅な変更点はありません。

委 員 今年度は全国的にも早い時期から水難事故の報道も目にしますので、水難事故の防止に関して強調していただいているのはよかったと思います。

指導室長 先週の金曜日にも、水難事故、交通事故、熱中症対策について、再度夏休み前に全校児童生徒に指導するよう通知したところです。

委 員 分かりました。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(了解する旨の声あり)

4 令和8年度（前期）大牟田市就学支援委員会報告書について【指導室】

《大牟田市教育委員会会議規則第3条ただし書きの規定により非公開》

教育長

その他にご意見、ご質問はありませんか。
無いようでしたら、以上で7月定例会を終わります。

閉会 14時23分